

社会
保険

あおもり

2023
6
No.838

偶数月発行

◀ CONTENTS ▶

7月は算定基礎届提出の時期です！……………2

皆さまの取組で保険料率が変わる！

インセンティブ制度……………4

出産育児一時金および

家族出産育児一時金の支給額が引き上げられました……………5

東青支部・津軽支部・県南支部レクリエーションのご案内……………6

東青支部ボウリング大会のご案内……………7

下北支部レクリエーションのご案内

私のひとこと……………8

移動年金相談のお知らせ／施設優待事業／会員変更届



第1回青森県年金ポスターコンクール「優秀賞」

むつ市立大湊中学校 濱田 琉衣 さん 作

社会保険あおもりはホームページでもご覧いただけます。

一般財団法人 青森県社会保険協会ホームページ <http://www.shaho-aomori.jp/>

青森県社会保険協会



7月は算定基礎届

●算定基礎届とは

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、その年の4月・5月・6月の実際に支払われた賃金を、事業主から「算定基礎届」によって届出いただき、毎年1回、各被保険者の標準報酬月額を決定しなおします。

この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則、その年の9月から翌年の8月まで適用され、毎月の保険料計算や、健康保険の給付計算及び将来の年金額計算の基礎となる大切なものです。正しく記載し、忘れずにご提出ください。

●届出の対象となる方

7月1日現在のすべての被保険者になります。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 6月30日以前に退職した方
- ③ 7月、8月、9月随時改定の月額変更届対象者(届出用紙の備考欄の「月額変更予定」を○で囲んでください。別途、月額変更届の提出が必要です。)

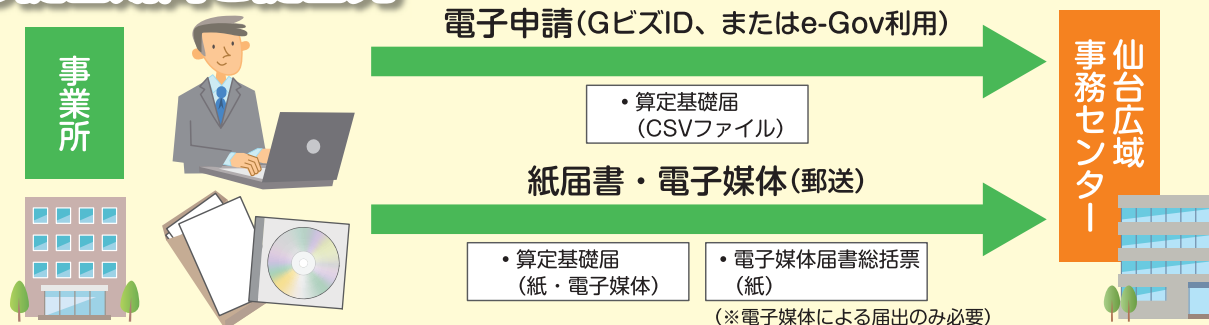
●届出用紙等は、6月中旬に郵送されます



- ① 社会保険労務士に委託されている事業所については、直接社会保険労務士にお送りします。
- ② 電子媒体(CD)による届出の事業所については、6月下旬にお送りします。
- ③ 電子申請で届出される事業所につきましては、届出用紙が届いた場合であっても、管轄の年金事務所にお電話をいただければ、被保険者基本情報データCDをお送りしております。届書作成プログラム等で取り込みのうえ、ご活用ください。

※算定基礎届の総括表は、令和3年度から廃止いたしました。

●提出期間と提出先



提出期間：令和5年7月1日(土)～10日(月)まで

提出先：仙台広域事務センター

※提出方法は電子申請、電子媒体(CDまたはDVD)、用紙による提出で行うことができます。
なお、郵送の場合は、日本年金機構より送付された専用の返信用封筒をご利用ください。

提出の時期です！

○算定基礎届についてよくあるご質問

Q1. 算定基礎届に記載されていない方がいますがどうしてですか？

- A. 届書のデータは5月19日現在のもので作成しているため、それ以降に登録された被保険者氏名等は印刷されておりません。届出の対象となる方は、届書に追記または手書きの用紙に記入してください。（6月30日以前に退職された方の氏名が印字されている場合は備考欄に「○年○月○日退職」と記入してください。）

Q2. 届書に記入する報酬について教えてください。

- A. 算定基礎届に記入する報酬は、4月、5月、6月に実際に支払われた税金等を控除する前の各種手当を含む総支給額です。金銭、現物を問わず、事業主が労務の対象として支給するすべてのものです。（「4月分」、「5月分」、「6月分」の給料を指すものではありません。例えば、「3月分」給料を4月10日、「4月分」を5月10日、「5月分」を6月10日に支払っている場合は、「3月分」、「4月分」、「5月分」と記入することになります。）

Q3. 「支払基礎日数」とは何ですか？

- A. 支払基礎日数とは、その報酬の支払対象となった日数をいいます。通常、月給者は暦日数、日給者は出勤日数を記入します。なお、月給者で欠勤日数分の給与が差し引かれた場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数を記入します。

算定基礎届事務講習会について

令和5年度の算定基礎届事務講習会の詳細につきましては、日本年金機構ホームページをご覧ください。なお、事務講習会の対象となる事業所様には、管轄の年金事務所よりご案内文書が送付されます。

算定基礎届の適正な届出にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事業主の皆さまへ

社会保険の手続きは、電子申請が便利です！

日本年金機構への各種お手続きは、電子申請の活用をお願いします。

電子申請がいちばん早い！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

電子申請なら、紙や電子媒体による申請よりも早く処理が行われます。ぜひ、電子申請をご利用ください！



日本年金機構ホームページに、利用手順を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



日本年金機構 電子申請

検索

医療費や年金などの大切な財源です！

社会保険料は納期内に納めましょう。

5月分の納付期限 2023年6月30日(金)

6月分の納付期限 2023年7月31日(月)

保険料の納入は納め忘れや納入の手間が少ない口座振替が便利です！

口座振替のお申し込みは、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

介護保険料の控除について
控除する方(40歳～64歳)の
生年月日は下記のとおりです。

5月分 6月支払いの給与から控除

- 昭和33年6月2日生まれから
- 昭和58年6月1日生まれまで

6月分 7月支払いの給与から控除

- 昭和33年7月2日生まれから
- 昭和58年7月1日生まれまで

●このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。●

青森年金事務所

TEL 017-734-7495

弘前年金事務所

TEL 0172-27-1339

八戸年金事務所

TEL 0178-44-1742

むつ年金事務所

TEL 0175-22-4947

皆さまの取組で保険料率が変わる！“インセンティブ制度”

インセンティブ制度とは？

加入者及び事業主の皆さまの健康づくり等に関する取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、それを各都道府県の「健康保険料率」に反映させるものです。5つの取組を順位付けし、47支部中上位15支部に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率を引き下げます。

また、取組の結果は、その年の2年後の保険料率に反映されます。例えば、令和3年度のインセンティブをもとに令和5年度の健康保険料率を決定します。

令和3年度青森支部の総合順位は38位です

特定健診等の受診率	特定保健指導の実施率	特定保健指導対象者の減少率	要治療者の医療機関受診率	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合
27位	31位	38位	32位	36位

令和3年4月～令和4年3月の実績をもとにした結果

加入者および事業主の皆さまにご協力いただきたい“5つのこと”

以下の評価指標に基づいて、ランキング付けを行います。

① 特定健診等の受診率

協会けんぽの健康診断を受診しましょう

被保険者の方：生活習慣病予防健診 被扶養者の方：特定健診

② 特定保健指導の実施率

健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方は、特定保健指導を利用しましょう

③ 特定保健指導の対象者の減少率

日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう

特定保健指導を受けられた方は、プログラムを最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう

④ 要治療者の医療機関受診率

健診結果が要治療の場合や、協会けんぽからの受診勧奨のご案内が届きましたら、必ず医療機関を受診しましょう

⑤ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合

お薬は積極的に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選択しましょう

いっぽくん



皆さまの取組が、
保険料率の伸びを抑える大きな力になります

お問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 企画総務グループ TEL 017-721-2713

出産育児一時金および家族出産育児一時金の 支給額が引き上げられました

健康保険法施行令の改正により、令和5年4月1日出産分から、出産育児一時金の支給額が以下のとおり改定されました。

	令和5年4月1日 以降の 出産の場合	令和4年1月1日 から 令和5年3月31日 までの 出産の場合	令和3年12月31日 以前の 出産の場合
産科医療補償制度に 加入の医療機関等で、 妊娠週数22週以降に 出産した場合	1児につき 50万円	1児につき 42万円	1児につき 42万円
産科医療補償制度に 未加入の医療機関等で、 出産した場合	1児につき 48.8万円	1児につき 40.8万円	1児につき 40.4万円
産科医療補償制度に 加入の医療機関等で、 妊娠週数22週未満で 出産した場合			

出産育児一時金は、被保険者およびその被扶養者が出産された時に協会けんぽ支部へ申請されると、上の表の法定給付額が支給されます。

なお、多胎児を出産された場合には、出産された胎児数分だけ支給されますので、双生児の場合は2人分が支給されることになります。

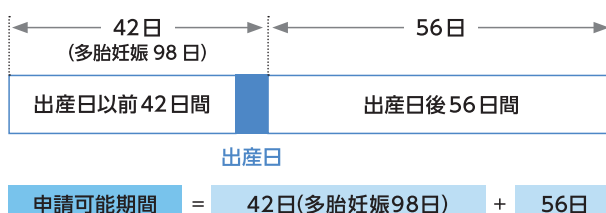
～出産に関する給付は他にも～

出産手当金

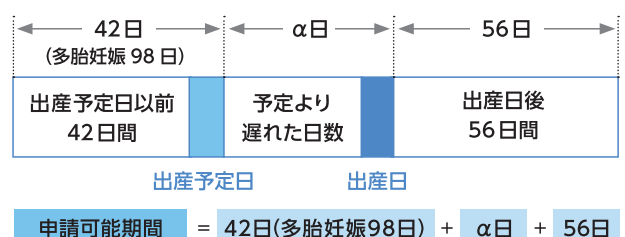
出産手当金は、被保険者が出産のため会社を休み、その間の給与を受けられないときに支給されます。

Q.請求できる期間は？

A. ● 出産予定日に出産した場合
または出産予定日より早く出産した場合



● 出産予定日より遅れて出産した場合



お問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 業務グループ

TEL 017-721-2714

レクリエーションのご案内 東青支部 津軽支部 県南支部

東青支部

日 時：令和5年9月3日(日)
出発10分前集合(時間厳守)
 ●青森駅交番横 7時30分出発

参加資格：東青支部の会員事業所の被保険者とその家族
 旅行先：盛岡 あさ開酒蔵見学～田沢湖遊覧
 参加料：一人 4,000円(遊覧船・昼食代含む)

行程表
 青森駅交番横 ― あさ開酒蔵見学 ― 初駒インター店(昼食) ― 道の駅あねっこ ― 共栄パレス ― 田沢湖(湖上遊覧) ―
 7:30 8:00 8:15 17:45 18:00 18:30
 ― 宝仙湖 ― 青森駅交番横

津軽支部

日 時：令和5年9月3日(日)
各地出発10分前集合(時間厳守)
 ●五所川原駅前 7時00分出発
 ●弘前駅城東口 8時00分出発
 ●大鰐弘前インター 8時15分出発

参加資格：津軽支部の会員事業所および弘前社会保険委員会の会員事業所の被保険者とその家族
 旅行先：盛岡 あさ開酒蔵見学～田沢湖遊覧
 参加料：一人 4,000円(遊覧船・昼食代含む)
 共催：弘前社会保険委員会

行程表
 五所川原駅前 ― 弘前駅城東口 ― 大鰐弘前インター ― あさ開酒蔵見学 ― 初駒インター店(昼食) ― 道の駅あねっこ ―
 7:00 8:00 8:15 17:45 18:00 18:30
 ― 共栄パレス ― 田沢湖(湖上遊覧) ― 宝仙湖 ― 大鰐弘前インター ― 弘前駅城東口 ― 五所川原駅前

県南支部

日 時：令和5年9月3日(日)
各地出発10分前集合(時間厳守)
 ●十和田市民文化センター 6時40分出発
 ●イオンモール下田(高速バス停前) 7時05分出発
 ●本八戸駅前(デリー東北通り) 7時45分出発

参加資格：県南支部会員事業所の被保険者とその家族
 旅行先：秋田県北秋田市
 世界遺産「伊勢堂岱遺跡」と秋田縦貫鉄道
 参加料：一人 4,000円(昼食代含む)

行程表
 十和田市民文化センター ― イオンモール下田 ― 本八戸駅前 ― 世界遺産「伊勢堂岱遺跡・縄文館」 ―
 6:40 7:05 7:45 17:35 18:05 18:30
 ― 秋田縦貫鉄道 鷹巣駅⇄阿仁合駅(車中にて昼食) ― 浜辺の歌音楽館 ― 本八戸駅前 ― イオンモール下田 ― 十和田市民文化センター

共通事項

定員 30名(1事業所4名以内)。参加は、先着順とし、定員に達した場合のみご連絡いたします。
申込受付 6月12日(月)までに、お申し込みください。定員になり次第締め切ります。
納付方法 事業所を通じ納付書を送付します。納付書は、8月1日に発送しますので、8月4日まで届かない場合は、ご連絡ください。
申込先 FAX 017-723-9895 (一財)青森県社会保険協会 〒030-0823 青森市橋本1-9-22-2F



※ 貴事業所様の所属の支部以外には参加できませんので、ご注意ください。 所属の支部につきましては、封筒の宛名シールに印字されております。

東青支部・津軽支部・県南支部 共通レクリエーション参加申込書

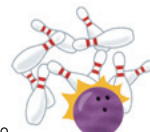
FAX送信先 017-723-9895

該当支部	☐ 東青支部	☐ 津軽支部	☐ 県南支部	
乗車場所番号	① 青森駅交番横	② 五所川原駅前 ③ 弘前駅城東口 ④ 大鰐弘前インター	⑤ 十和田市民文化センター ⑥ イオンモール下田(高速バス停前) ⑦ 本八戸駅前(デリー東北通り)	
事業所	会員番号	会員番号は「社会保険あおもり」が送付された封筒の宛名シールに印字されております。		
	郵便番号	〒	所在地	
	名称	電話番号		
参加者氏名		乗車場所番号	参加者氏名	
1			3	
2			4	
参加人数合計		名	参加料合計	円
上記参加者の代表者氏名(再掲)		参加代表者の携帯番号(必ず記入ください)		

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

東青支部 ボウリング大会のご案内 共催 青森社会保険委員会

日 時	令和5年7月14日(金)18:30分集合	定 員	30名(1事業所6名以内)1レーン2名で行います。
会 場	アオモリボウル (青森市安方1-9-15 TEL 017-722-8131)	ゲーム方法	・ゲーム開始18時40分 ・2ゲームトータル制 ・女性ハンディあり(1ゲーム毎20点)
参加資格	東青支部および青森社会保険委員会の会員事業所の被保険者とその家族	申込受付	6月15日(木)までに申し込みください。
参加料	一人 1,000円(2ゲーム代、靴代含む) 当日、受付時にお支払い願います。	申込先	FAX 017-723-9895 (一財)青森県社会保険協会



ボウリング大会参加申込書				FAX送信先 017-723-9895			
事 業 所	会員番号	会員番号は「社会保険あomorい」が送付された封筒の宛名シールに印字されております		郵便番号	〒	所在地	
	名 称			電話番号			
参加者氏名【1チーム】		性別	参加者氏名【2チーム】		性別	参加者氏名【3チーム】	
1			3			5	
2			4			6	
参加人数合計		名		参加料合計		円	
上記参加者の代表者氏名(再掲)				参加代表者の携帯番号(必ず記入ください)			

大会終了後、青森社会保険委員会主催の懇親会があります。(会費3,000円) 参加ご希望の方は、お問い合わせ下さい。TEL 017-776-4471
※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

下北支部 レクリエーションのご案内 共催 下北社会保険委員会

日 時	令和5年7月23日(日) 早朝4時30分ホテル出発	定 員	20名 ※最少催行人数6名
集合場所	令和5年7月22日(土) 各自ホテルに集合 ホテルまでの交通費及び駐車料金は各自で負担ください。	参加資格	下北支部および下北社会保険委員会の会員事業所の被保険者とその家族
旅行先	八戸市「館鼻岸壁朝市」	参加料	一人 3,000円(宿泊代、朝市までの往復タクシー代含む)
申込受付	6月15日(木)までに申し込みください。	納付方法	後日、事業所を通じ納付書を送付します。
申込先	FAX 017-723-9895 (一財)青森県社会保険協会		6月22日まで届かない場合はご連絡ください。

行程表	1日目 7月22日(土)	ホテルに各自集合 各自にてホテルチェックイン(15:00～20:00まで) ※宿泊のみ、食事なし	宿泊地：八戸市 ホテルルートイン 本八戸駅前 八戸市内丸1-51-16 TEL 0178-71-2511
	2日目 7月23日(日)	1Fロビー集合 早朝4時30分出発 タクシーにて館鼻岸壁朝市見学へ ― 全長800m、300店以上の店舗を自由見学(120分) ― タクシーにてホテルへ(ホテル到着後、朝食) 各自にてホテルチェックアウト(10:00まで)	

レクリエーション参加申込書				FAX送信先 017-723-9895			
事 業 所	会員番号	会員番号は「社会保険あomorい」が送付された封筒の宛名シールに印字されております。		郵便番号	〒	所在地	
	名 称			電話番号			
参加者氏名		ホ テ ル		チェックインの予定時間			
1		禁煙室・喫煙室	シングル・ツイン				
2		禁煙室・喫煙室	(2名様での参加者のみ○で囲んでください)				
3		禁煙室・喫煙室	シングル・ツイン				
4		禁煙室・喫煙室	(2名様での参加者のみ○で囲んでください)				
参加人数合計		名		参加料合計		円	
上記参加者の代表者氏名(再掲)				参加代表者の携帯番号(必ず記入ください)			

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

私のひとこと



よしだ ゆうこ
吉田 裕子さん
三八五流通株式会社
(八戸市)

★職場のPR

2047年の創業100周年に向け、社は「人の和」のもと、生活を運び、豊かさを届け、こころを繋ぐ企業として成長を続けています。

★担当している仕事

労務

★個人的に最近気になること

Chat GPT

★自己の健康管理について

お昼は手作り弁当で、必ずサラダを持参しています。

移動年金相談のお知らせ

会 場	日 程	時 間	予 約 先
柏葉館(七戸町)	7月19日(水)	10:30~15:00	青森年金事務所 017-734-7495 [番号案内①→職員対応②]
野辺地町中央公民館	8月16日(水)	10:00~15:00	
十和田市役所	7月27日(木)	10:00~15:00	八戸年金事務所 0178-44-1742 [番号案内①→職員対応②]
	8月24日(木)	10:00~15:00	
三 沢 市 役 所	8月17日(木)	10:00~15:00	弘前年金事務所 0172-27-1339 [番号案内①→職員対応②]
五所川原市役所	7月13日(木)	10:00~16:00	
	8月10日(木)	10:00~16:00	
つ が る 市 役 所	7月27日(木)	10:00~16:00	
	8月24日(木)	10:00~16:00	

《予約受付時間》平日 8:30~17:00 お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※移動年金相談は完全予約制となります。ご予約は相談日の1か月前から受付いたしますが、定員になり次第締め切ります。
※本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。また、本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。

電話によるお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へお願いします!



0570-05-1165

※050から始まる電話で
おかけになる場合は
「03-6700-1165」へ

「会員限定」施設 優待事業のお知らせ

会員事業所様の従業員と
そのご家族に限定した優待
事業です。

全国の契約施設で、宿泊
料金等の割引が受けられま
すので、ご利用ください。

申込及び利用方法は、当
協会ホームページの「会員
優待事業」をご覧ください。

青森県社会保険協会

検 索

《 会 員 事 業 主 の 皆 さ ま へ 》

社会保険協会からのお願い

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、お手数ですが、下記により当協会までご連絡をお願いいたします。

会員事業所変更届(送付先)FAX017-723-9895 一般財団法人青森県社会保険協会

会員番号	※会費払込用紙や封筒の宛名シールに印字されております。	
	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
フリガナ		
事業所名		
所 在 地	〒 -	〒 -
電話番号		